

「給与所得に係る市・県民税特別徴収税額の納期の特例についての申請書」の注意事項

1. 特例の適用事業所

この特例の適用を受けることのできる特別徴収義務者（＝事業所等）は、給与等の支払いを受ける者（＝従業員等の納税義務者）の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

注：「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、繁忙期などに臨時に雇い入れた者がある場合には、その臨時雇用者を除いた人数が10人未満であれば該当します。

2. 承認申請

1に該当する特別徴収義務者が、この特例の適用を受けようとする場合には、別紙の申請書で長野市長に申請し、承認を受けなければなりません。

3. 徴収と納入

この特例は、あくまでも特別徴収義務者が納入する納期の特例ですから、納税義務者からは、毎月給与等の支払いの際に市県民税を徴収してください。

承認を受けた場合、新たに納入書を送付しますから、次の期間中に支払った給与および退職手当等から徴収した税額は、それぞれ次に掲げる期間までに納付することになります。

（納期限が休日の場合は、その翌日になります）

※6月から11月までの特別徴収税額 → → → 12月10日まで

12月から5月までの特別徴収税額 → → → 6月10日まで

4. 承認の取消

給与等の支払いを受ける者の人数が10人以上となった特別徴収義務者は、その旨を遅滞無く長野市長へ届出しなければなりません。

なお、滞納・著しい納入の遅延がある場合には、特例の承認は受けられません。

また、承認を受けた後に滞納・著しい納入の遅延があった場合には、特例の承認は取り消されることがあります。

5. 申請書の書き方

(1) 申請者欄には、個人の場合「住所・氏名・指定番号・連絡先電話番号」を、法人の場合「所在地・名称および代表者名・指定番号・法人番号※・連絡先電話番号」を記入してください。

(2) ①欄には、特例の適用開始を希望する年月日を記入してください。

(3) ②欄には、最近6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与等の支給総額を記入してください。

なお、臨時の雇用者がある場合には、その人数と支給額を（ ）内に記入してください。

(4) ④欄には該当する限り理由を記入してください。

(5) 「※長野市処理欄」は記入しないでください。

※平成28年1月1日以降は、法人番号の記載が必要になります。